

## 旭川市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担の無償化（案）

### 1 幼児教育の無償化に向けた取組について

令和元年10月からの幼児教育無償化に向けて、子ども・子育て支援法施行令等の一部が改正される予定。

現行の本市の保育料独自軽減の仕組みを残しつつ、無償化の対応を行うこととする。

### 2 無償化の概要

(1) 教育認定子ども（1号認定）：保育料無償

(2) 保育認定子ども（2号認定）：保育料無償

(3) 保育認定子ども（3号認定）：住民税非課税世帯において無償

※保育料表は、別紙のとおり。

### 3 適用時期

令和元年10月1日より適用。

○教育認定こども（1号認定）

階層区分 (市)	利用者負担額(市)	
	右記以外	ひとり親世帯等
A 生活保護世帯等又は 市町村民税所得割非課税世帯	0円	0円
B1 所得割課税額 77,100円以下	6,300円→0円 (3,150円→0円)	0円 (0円)
B2 所得割課税額 77,101円以上211,200円以下		16,800円→0円 (8,400円→0円)
B3 所得割課税額 211,201円以上		21,900円→0円 (10,950円→0円)

※（ ）は、第2子保育料

○保育認定こども（2号認定）

階層区分 (市)	利用者負担額(市)			
	保育標準時間		保育短時間	
	右記以外	ひとり親世帯等	右記以外	ひとり親世帯等
A 生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
B 市町村民税非課税世帯 (A階層を除く)	1,800円→0円 (0円)	0円	1,800円→0円 (0円)	0円
C1 所得割課税額 48,600円未満(均等割のみを含む)	6,600円→0円 (1,650円→0円)	1,800円→0円 (0円)	6,500円→0円 (1,620円→0円)	1,800円→0円 (0円)
C2 所得割課税額 48,600円以上53,000円未満	9,500円→0円 (2,370円→0円)	1,800円→0円 (0円)	9,300円→0円 (2,320円→0円)	1,800円→0円 (0円)
C3-① 所得割課税額 53,000円以上57,700円未満	13,000円→0円 (3,250円→0円)	1,800円→0円 (0円)	12,800円→0円 (3,200円→0円)	1,800円→0円 (0円)
C3-② 所得割課税額 57,700円以上69,000円未満	13,000円→0円 (3,250円→0円)		12,800円→0円 (3,200円→0円)	
C4-① 所得割課税額 69,000円以上77,101円未満	17,000円→0円 (4,250円→0円)	1,800円→0円 (0円)	16,700円→0円 (4,170円→0円)	1,800円→0円 (0円)
C4-② 所得割課税額 77,101円以上87,000円未満		17,000円→0円 (4,250円→0円)		
C5 所得割課税額 87,000円以上105,000円未満		21,600円→0円 (5,400円→0円)		21,200円→0円 (5,300円→0円)
C6 所得割課税額 105,000円以上123,000円未満		27,500円→0円 (6,870円→0円)		27,000円→0円 (6,750円→0円)
C7 所得割課税額 123,000円以上140,000円未満		30,700円→0円 (7,670円→0円)		30,200円→0円 (7,550円→0円)
C8 所得割課税額 140,000円以上163,000円未満		34,000円→0円 (8,500円→0円)		33,400円→0円 (8,350円→0円)
C9 所得割課税額 163,000円以上193,500円未満		37,300円→0円 (9,320円→0円)		36,700円→0円 (9,170円→0円)
C10 所得割課税額 193,500円以上254,000円未満		38,500円→0円 (9,620円→0円)		37,800円→0円 (9,450円→0円)
C11 所得割課税額 254,000円以上360,000円未満		39,600円→0円 (9,900円→0円)		38,900円→0円 (9,720円→0円)
C12 所得割課税額 360,000円以上415,000円未満		40,800円→0円 (10,200円→0円)		40,100円→0円 (10,020円→0円)
C13 所得割課税額 415,000円以上		42,100円→0円 (10,520円→0円)		41,400円→0円 (10,350円→0円)

※（ ）は、第2子保育料

○保育認定子ども（3号認定）

階層区分 (市)	利用者負担額(市)			
	保育標準時間		保育短時間	
	右記以外	ひとり親世帯等	右記以外	ひとり親世帯等
A 生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
B 市町村民税非課税世帯 (A階層を除く)	2,700円→0円 (0円)	0円	2,700円→0円 (0円)	0円
C1 所得割課税額 48,600円未満(均等割のみを含む)	7,800円 (0円)	2,700円 (0円)	7,700円 (0円)	2,700円 (0円)
C2 所得割課税額 48,600円以上53,000円未満	11,000円 (0円)	2,700円 (0円)	10,800円 (0円)	2,700円 (0円)
C3-① 所得割課税額 53,000円以上57,700円未満	14,800円 (0円)	2,700円 (0円)	14,500円 (0円)	2,700円 (0円)
C3-② 所得割課税額 57,700円以上69,000円未満	14,800円 (0円)	2,700円 (0円)	14,500円 (0円)	2,700円 (0円)
C4-① 所得割課税額 69,000円以上77,101円未満	19,100円 (0円)	2,700円 (0円)	18,800円 (0円)	2,700円 (0円)
C4-② 所得割課税額 77,101円以上87,000円未満		19,100円 (0円)		18,800円 (0円)
C5 所得割課税額 87,000円以上105,000円未満		24,000円 (0円)		23,600円 (0円)
C6 所得割課税額 105,000円以上123,000円未満		30,200円 (0円)		29,700円 (0円)
C7 所得割課税額 123,000円以上140,000円未満		33,400円 (0円)		32,800円 (0円)
C8 所得割課税額 140,000円以上163,000円未満		36,700円 (0円)		36,100円 (0円)
C9-① 所得割課税額 163,000円以上169,000円未満		40,000円 (0円)		39,300円 (0円)
C9-② 所得割課税額 169,000円以上193,500円未満		40,000円 (10,000円)		39,300円 (9,820円)
C10 所得割課税額 193,500円以上254,000円未満		47,400円 (11,850円)		46,600円 (11,650円)
C11 所得割課税額 254,000円以上360,000円未満		54,900円 (13,720円)		54,000円 (13,500円)
C12 所得割課税額 360,000円以上415,000円未満		63,400円 (15,850円)		62,300円 (15,570円)
C13 所得割課税額 415,000円以上		72,000円 (18,000円)		70,800円 (17,700円)

※( )は、第2子保育料

※子どもが満3歳になった年度中は、3号認定の保育料が適用される。